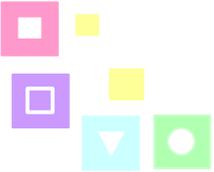


■ 自分たちのまちは自分たちで守ろう！ ■

岩手県

自主防災組織

育成の手引



■ 岩手県 ■

岩手県自主防災組織育成の手引

目次

- 活動マニュアル編 -

1 自主防災組織とは	～地域の連帯感が被害を防ぐ大きな力に～	1
2 自主防災組織を結成しよう	～自主防災組織の結成から活動まで～	2
3 自主防災活動をはじめよう	～自主防災組織の活動・役割～	4
平常時の活動		4
災害時の活動		7
【参考】 自主防災組織規約例		9

- 事例等紹介編 -

1 自主防災組織の活動事例の紹介	1 1
・ 永井沢自主防災組織（大船渡市）	1 1
・ 一関17民区自主防災会（一関市）	1 3
・ 今泉自主防災組織（陸前高田市）	1 4
・ 松原町防災会（釜石市）	1 6
・ 永井地区防災自治会（一関市 旧花泉町）	1 8
・ 三沢自治会自主防災組織（一関市 旧千厩町）	2 0
・ 下郷地区自治会（遠野市 旧宮守村）	2 2
2 県内市町村における自主防災組織への支援策	2 3
3 コミュニティ助成事業「自主防災組織育成助成事業」	2 4
4 消防防災設備費補助金「自主防災組織活性化事業」	2 6
5 自主防災組織関係資料紹介	2 7

- 資料編 -

・ 岩手県内自主防災組織の市町村別結成状況（平成17年4月1日現在）	2 8
・ 岩手県市町村・消防関係機関連絡先一覧	2 9

- 活動マニュアル編 -

1 自主防災組織とは ～地域の連帯感が被害を防ぐ大きな力に～

平成 15 年 5 月 26 日に発生した三陸南地震では、岩手県内でも震度 6 弱を記録し、負傷者 91 名、住家被害 1,195 棟（H15.6.20 現在）など大きな被害をもたらしました。

また、国の調査により宮城県沖地震が高い確率で発生するとの評価がなされています。

災害から自分や家族の命を守るためには、災害発生に備え普段から十分な対策を講じておくことが必要です。

災害が発生した場合には、防災関係機関が総力をあげて防災活動に取り組みますが、大きな災害になるほど、道路の寸断や同時多発火災など被害は多種多様にわたり、関係機関のみの活動では、十分に対処出来ないことが考えられます。災害の拡大を防ぐには、**自分や家族の力だけでは限界があり**、不安や混乱をまねき、危険を伴う場合があります。そんな時に、**隣近所の人達が集まって、お互いに協力しながら**初動時の防災活動に組織的に取り組むことが大きな力となります。

災害発生時はもちろん、日頃から地域の皆さんと一緒に防災活動に取り組むための組織を「自主防災組織」といいます。



自分の地域に自主防災組織があるの？

町内会や自治会等の代表者にきいてみるといいでしょう。

それでもわからないときは、市町村の防災担当課に確認します。



自分の地域には、自主防災組織がない・・・ 新たに結成するのは大変だ・・・

地域の普段の活動としてこんなことを行っていませんか？

- ・ 町内会での消火器の点検、交換、消火訓練。
- ・ 回覧板での防火・防災のお知らせ。
- ・ 地域での夜回りなど。

このようなことを町内会や自治会などの活動の一環として行われているのであれば、それが自主防災活動です。

ここから組織の結成へとつなげていくと良いでしょう。

2 自主防災組織を結成しよう ~ 自主防災組織の結成から活動まで ~

自主防災組織の規模の大きさや活動には、これをしなければならないといった、定まったものではありません。既にある町内会や自治会などの地区単位の組織の中に「防災部」などを設け、組織化を図るのが現実的でしょう。そこで、その地域の実情にあった防災活動を行えば良いのです。

ここでは、既にある町内会や自治会などの組織から自主防災組織を結成する例を紹介します。

その1

町内会や自治会で話し合う

町内会、自治会の総会で、防災活動の必要性を考えます。

過去に地域でおきた災害はないか。

もし、いま大地震などの災害が起こった場合に、地域内で被害が発生しそうなどころはないか。

自分たちが今行っている防災に対する備えで十分か。

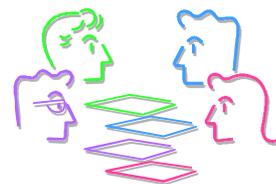
その2

役員会で検討する

役員会において、どのような組織にするか検討します。

現在の活動を広めて、防災部などを設ける。

ほかの地区と協力して、新たに自主防災組織として立ち上げる。



その3

総会での決議

役員会でどのような組織にするか決まったら、総会で決議をし、賛同を得ます。

自主防災組織は、組織に参加する住民相互の合意に基づくのが原則です。

一部の人達だけではなく、みんなが連携して活動するという意識を持つことが大切です。

その4

リーダーを決める

総会での決議が得られたら、リーダーを決めます。

自主防災活動は、住民の自主的な活動です。活発に行われるかどうかは、リーダーの見識や熱意にかかってきます。



ポイント! ~ 望ましいリーダー ~

- ・ 防災問題に関心が高く、かつ防災対策の経験も豊かである。
- ・ 行動力がある。
- ・ 地域において人望が厚い。
- ・ 自己中心的でなく、地域住民全体のために考えられる。
- ・ 多数意見をとりまとめ、また、少数意見を尊重できる。

その5

組織規約を作成する

自主防災組織は、組織に参加する住民相互の合意・規約に基づくことを原則とするため、規約を定めておく必要があります。

規約は、組織の目的や事業内容、役員の選任及び任務、会議の開催、防災計画の策定等について定めるものです。

規約を作成するには、下記の方法が考えられます。

新たに「 防災会」などの名称を掲げ、規約を作成する（P9 規約例参照）

自治会などの規約に、自主防災活動についての記述を付け加える形をとる

その6

防災計画を策定する

災害の発生時等に迅速かつ効率的に防災活動を行い、被害の発生又は拡大を防止するためには、防災計画を策定しておくことが必要です。

防災計画には、日頃はどのような対策を進め、災害時にはどのような活動をするのかを役割など含め具体的に盛り込みます。

ポイント！ ~ 防災計画の策定 ~



防災計画を作成すると、自分の地域で何をすれば良いのかわかってきます。
しかし、防災計画を定めるには、それなりの知識が必要になります。
各市町村においては、それぞれ「地域防災計画」を策定していますので、市町村の防災担当課と協議しながら策定するのがよいでしょう。



自主防災活動の開始

組織の結成は、自主防災活動を行うための出発点です。「組織化はしたものの・・・」とならないように、地道に活動していく必要があります。

参加するみなさんが、「自分たちの地域は、自分たちで守る！」という意識をもち、防災活動を効果的に行うことが大切です。



3 自主防災活動をはじめよう ~ 自主防災組織の活動・役割 ~

自主防災組織の活動は、大きく2つに分けられます。

「平常時の活動」・・・日頃から地域内の安全点検や防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施など。

「災害時の活動」・・・実際に災害が発生した場合の初期消火活動、救出救助、情報の収集など。

1 平常時の活動

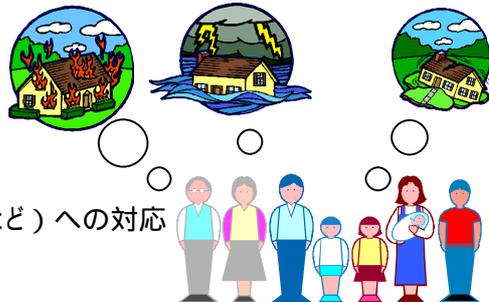
防災知識の普及・啓発

地域の住民が防災に関する正確な知識を身につけていることは、災害時に効果的に活動し、被害の発生及び拡大を防ぐためには大切なことです。

自主防災組織としても、あらゆる機会をとらえて地域住民が防災知識を吸収できるようにする必要があります。

啓発事項の例として次のものがあります。

- 各個人、各家庭での防災対策の方法
- 自主防災組織の役割分担、活動内容の把握
- 地震、水害など災害の性格や内容
- 地震など、突然起こった災害への対応
- 災害時要援護者（高齢者、乳幼児、障害のある方、外国人など）への対応



ポイント! ~ 啓発の方法 ~

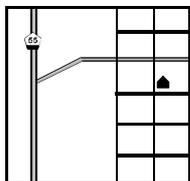
あらゆる会合の機会をとらえて、防災について話し合う。
 県や市町村、消防機関などが主催する防災講演会等に積極的に参加する。
 想定される被害や防災拠点などを地図に書き込みながら議論を行う。
 市町村や消防機関等から地域防災計画などについて説明を受け、協議する機会を設ける。
 地域内を実際に歩いてみて、危険個所の確認等を行う。

地域内の安全点検

日頃から、地域の危険な場所、防災設備、避難場所などを確認し、その情報をみんなで共有することで、地域の貴重な財産として広く活用することができます。

確認や点検する項目の例として次のものがあります。

- 地域の地理（地形、地質、水利、住宅密集箇所など）
- 地域の生活（世帯数、昼夜別人口、家族構成、災害弱者、店舗、医療機関など）
- 地域の危険個所（危険物集積場所、倒壊の恐れのある建物・煙突・ブロック塀、土砂災害危険区域、浸水しやすい場所など）
- 地域の安全個所（井戸や貯水槽等の水源、消火器等防災備蓄場所、避難場所、学校や役場などの公共施設など）



ポイント! ~ 防災マップをつくろう~

地域内の安全点検を行ったら、その情報を地図上に盛り込んだ「防災マップ」を作製します。自分たちで作製し、地域住民に周知することで、住民の関心や防災意識が高まります。防災マップを作製する際には、個人のプライバシー情報や利害対立などを配慮し、合意を得ておく必要があります。

防災訓練

実際に災害が発生すると、とっさに行動に移すことは難しいものです。日頃から繰り返し訓練を行うことで災害時の活動を身をもって覚えることができます。

個別訓練

情報連絡訓練

被害状況、災害危険箇所、避難状況などの情報を正確かつ早く集めます。また、その情報を市町村や消防機関などに伝え、指示などを住民に伝達する訓練を行います。

また、電話等が不通になることもふまえて、災害伝言ダイヤル「171」や「iモード災害用伝言板サービス」の使用方法を身につけておくとい良いでしょう。

自主防災組織としてあらかじめ情報を集約できる本部を設け、伝達経路を定める。
 情報を収集する人、伝達する人といった役割を決める。
 情報の伝達は、わかりやすい言葉でメモ程度の文書にして渡す。
 数字の伝達は特に注意する。
 聴視覚等の障害のある方や外国人への情報の伝達には十分配慮する。



初期消火訓練

消火器、可搬式ポンプなどの使用方法や消火技術を身につけます。
 隣近所の人同士でバケツリレーや消火器による消火活動ができる体制をつくります。

避難訓練

指定された避難場所まで早く安全に避難できるようにします。
 各個人の避難時の携行品や服装を見直します。

あらかじめ、安全な避難経路を確認しておく。
 指定避難場所まで実際に行ってみる。
 地震、津波、火災、水害など災害の種類にあわせた避難訓練を行う。
 災害時要援護者の避難方法に配慮する。



救出救助訓練

はしご、ロープ、エンジンカッターなどの使用方法について学び、けがをした人の救護活動や応急手当の方法を身につけます。

給食給水訓練

炊飯装置や、ろ水装置の使用など限られた資機材を有効に活用して食糧や水を確保する方法を身につけます。また、食糧や水をみんなに効率よく配給する方法についても訓練します。

総合訓練

個別訓練によって覚えた技術を総合して、お互いに連携を取りながら、効果的な防災活動が行えるようにします。

ポイント! ~ 訓練は楽しく安全に ~



訓練の内容によっては、専門的な知識や技術を必要とするものがあります。訓練を安全に行うためにも、消防機関等の指導を受けることが大切です。

災害はいつ発生するかわかりません。訓練は同じ曜日や時間帯に行うのではなく、曜日や時間をずらして行うのが効果的です。(1回目 日曜日昼 次回 水曜日夜 など)

訓練は堅苦しいものである必要はありません。「楽しみながら行って、更に知識や技術が身についた」といったものの方が、より多くの人に参加してもらうことが出来るでしょう。

県や市町村、消防本部で行っている防災訓練などには積極的に参加することで、防災に対する知識が一層深まります。

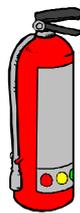


防災資機材の備蓄

自主防災組織が災害時に情報収集、消火、救出救護、避難誘導、給食・給水などの防災活動を行うには、それぞれの活動に必要な資機材を備えておく必要があります。

その場合、地域の実情や組織の構成からみて、どのような資機材を備えるのが良いか、市町村や消防機関の指導を受け選ぶのがよいでしょう。

整備する防災資機材の例は次のとおりです。

- 

情報連絡用

初期消火用

救出救護用

避難用

給食給水用

水防用

その他

ハンドマイク・携帯用無線機、携帯用ラジオ など

消火器、水バケツ、砂袋、街頭用消火器、可搬式小型動力ポンプ、消火栓用ホース、防火衣、ヘルメット など

バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ、チェンソー、エンジンカッター、担架、テント、救急セット、毛布、シート など

強カライト、標旗、ロープ、ハンドマイク、警笛 など

炊飯装置、鍋、こんろ、給水タンク、ろ水機、ガスボンベ など

救命ボート、救命胴衣、防雨シート、シャベル、土のう袋 など

資機材格納庫、リヤカー、ビニールシート、発電機 など



ポイント! ~ 資機材はいつでも使える状態に ~

整備した資機材は、定期的に点検し、使い方などを覚えておき、いつでもすぐ活用できるようにしましょう。



日々の自主防災活動は、決まった人達だけが活動するのではなく、地域のみんなで行うことが大切です。

また、防災機関や他の地域の自主防災組織と協力しながら活動していくことで、より大きな力が発揮されます。

2 災害時の活動

災害情報の収集・伝達

市町村や消防機関からの災害情報や指示を住民に正確かつ迅速に伝え、自分の地域の被害状況や避難状況を収集し、市町村へ連絡します。

また、デマや混乱を防ぐため、不確かな情報は市町村や消防機関、テレビやラジオで確認し地域内の住民に伝えます。

伝達されるべき災害情報の例は次のとおりです。

地震が発生した場合

- ・ 被害の状況（人的、住家、火災、崖崩れ等の状況、建物、道路等の被害状況）
- ・ 津波予報及び警報
- ・ 電気・ガス・水道・電話等の復旧見通し
- ・ 避難の勧告、指示の状況（避難の状況）
- ・ 救援活動の状況
- ・ 給食給水、生活必需品の配給、衛生上の注意等

風水害の場合

- ・ 気象注意報、警報
- ・ 被害の情報（人的、住宅、浸水、崖崩れ等）
- ・ 避難の勧告、指示の状況



ポイント! ~ 災害情報は素早く正確に ~

情報伝達の役割をもっている人は、いち早く地域内の被害状況や必要な情報を収集し、自主防災組織のリーダーに連絡します。

自主防災組織のリーダーは、情報に基づき適切な判断を行う必要があります。必要に応じて防災関係機関に対し、出動要請を行います。

災害弱者については、日頃から連絡体制を定めておきます。

避難誘導

避難活動の中心的役割は、自主防災組織が担当しなければなりません。防災関係機関と十分協議の上、避難計画をつくり、住民に周知徹底します。

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、必要と認めるときは、市町村長は危険な地域の住民に対し、避難の勧告や指示を出します。自分の地域に避難の勧告や指示が出された場合は、速やかに住民に知らせ、避難します。

具体的な例は次のような場合で、住民の生命、身体に危険が生ずる恐れのある時が考えられます。

地震時に津波、大火災等の危険がある場合

避難の必要が予想される各種気象警報が発表された場合

地すべり、がけ崩れ、土石流などによる危険が切迫している場合

火災が拡大する恐れがある場合 など

避難の勧告や指示が出されていない時でも、津波や土砂崩れなどの危険がある場合はすぐ避難しなければならない場合があります。自主防災組織として、どのようなときに避難しなければならないか、地域の危険性と照らし合わせながら考える必要があります。

避難の方法は、地域の危険性によって異なります。自主防災組織の中で避難誘導担当を決めておくなど、逃げ遅れのないように周囲の人で協力することが大切です。



出火防止・初期消火

地震発生時の火災は、地震そのものによる被害を何倍にも大きくします。

自主防災組織としては、日頃から地域ぐるみで出火防止に心がけ、家庭からは火を出さないように徹底します。

大地震発生時には、建物などの倒壊による道路の不通、火災の同時多発などにより、消防機関の活動は、通常の火災の場合よりも非常に制限されます。

もし出火した場合には、自主防災組織が中心となって初期消火や延焼防止を行うことが必要です。

ポイント！ ~ 初期消火活動の一例 ~



大地震が発生した場合、まず自分の家庭の出火防止や家族の安全対策を行います。組織の地域内に火災が発生した場合は、最低限度必要な人員が集合次第出動します。放水は原則として屋外で行います。火災が拡大して危険となった場合は、消火活動を中止し、避難します。消防機関が到着したら、必ずその指示に従います。

地震時での火を消すチャンス

- 第1 「ぐらっと来たら火の始末」を行う。
- 第2 大きな揺れが鎮まった後、もし火災が発生していたら、用意してある消火器、風呂の水等で消火します。
- 第3 それでも消火しきれないときは、大きな声で「火事だ」と叫び、自主防災組織の出動を呼びかけます。そして消火器や可搬式小型動力ポンプなどを活用して消火します。

被災者の救出救助

大きな災害時には、建物の倒壊や落下物などによって多くの負傷者が出ます。自主防災組織では資機材を有効に使い、これらの人の救出活動を行い、必要がある場合は消防機関などに出勤を要請します。

状況に応じて出来るだけ周囲の人の協力を求め、2次災害発生の防止に努めます。

地域の医療機関、市町村、消防機関などとあらかじめ協議し、負傷者が発生したときには医療機関または応急救護所に搬送します。

負傷者の応急手当の方法等について、日頃から市町村、消防機関、日赤などが実施する普通救命講習を受講するなどして習熟しておきます。



給食・給水

地震、水害などにより停電、断水、ガスの供給が停止し、さらに食糧や水なども不足することが予想されます。

各家庭や自主防災組織として必要な準備をしておく必要があります。

必要な準備や配慮すべき事項の例は次のとおりです。



各家庭

- ・ 数日間（最低3日間）生活できる程度の飲食物を備えておく。
- ・ 長期保存が可能で、できるかぎり嗜好に幅広く対応した食糧及び水を備蓄する。
- ・ 保存可能期限の満了時ごとに交換しておく。
- ・ 持ち出し可能な食糧及び水を非常時持ち出し袋等に入れて、いつでも持ち出せるようにしておく。

自主防災組織

- ・ 共同備蓄倉庫等を設け、食糧品、ろ水器、鍋、炊飯装置、燃料、各種容器等を備蓄しておく。
- ・ 地域内にある井戸、水槽、池、プール等を調べ、災害時に生活用水として使用できるようにしておく。
- ・ 食料品等の受入れ、配給方法や住民への周知方法をあらかじめ決めておき、災害弱者に配慮しつつ、整然と配付できるようにする。
- ・ 炊き出しなどを行う場合は、衛生管理に配慮する。

**【参考】 自主防災組織規約例**

町自主防災会規約

(名称)

第1条 この会は、 町自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(活動拠点の所在地)

第2条 本会の活動拠点は、次のとおりとする。

- (1) 平常時は とする。
- (2) 災害時は とする。

(目的)

第3条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 地震時に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震時の発生等における情報の収集・伝達、避難、出火防止及び初期消火、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 本会は、 町内にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 防災委員 若干名
- (4) 班長 若干名
- (5) 監査役 2名

2 役員は、会員の互選による。ただし、防災委員は、消防職員・団員OBなどをもってその職をあてるものとし、会長が指名した者とする。

3 役員任期は、防災委員は5年、その他の者は1年とする。ただし、再任することができる。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指示を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。

3 防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。

- 4 班長は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、班活動の指示を行う。
- 5 監査役は、会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本会に、総会及び幹事会をおく。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関すること。
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
 - (3) 事業計画に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) その他、総会が特に必要と認めたこと。
- 5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長、防災委員及び班長によって構成する。

- 2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。
 - (1) 総会に提出すべきこと。
 - (2) 総会により委任されたこと。
 - (3) その他幹事会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第11条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 地震等の発生時における防災組織の構成及び任務分担に関すること。
 - (2) 防災知識の普及に関すること。
 - (3) 災害危険の把握に関すること。
 - (4) 防災訓練の実施に関すること。
 - (5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止、初期消火、救出・救護、給食・給水、災害弱者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関すること。
 - (6) その他必要な事項。

(会費)

第12条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第13条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

- 2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付 則

この規約は、 年 月 日から実施する。

- 事例等紹介編 -

1 自主防災組織の活動事例の紹介

県内で活発に活動している自主防災組織について、組織結成までの経緯や実際の活動内容を紹介します。

大船渡市 永井沢自主防災組織

結成までの経緯

昭和 53 年宮城県沖地震で、町内に多くの屋根瓦の落下、地割れの発生、擁壁の崩壊等の災害が発生した。消防艇で湾内を津波警戒活動中の消防団員が、海側より地域の被災状況を確認し、地域の安全は自分たちで協力して助け合い守ることが大事であると、町内会に働きかけ結成された。

組織の形態

組織の構成は、町内会役員及びその年度ごとの各班の班長並びに班ごとに選出された班員によって構成する。

自主防災組織本部長 (町内会長)	副本部長 (3名)	指揮本部(部長・副部长) 調査班	炊出し班 救護・防疫班(班長・副班長・班員) 誘導班(班長・副班長・班員) 情報伝達班(班長・副班長・班員)
(組織世帯数 240世帯)			
(隊員数 135人) 16.1.1現在			

- 永井沢自主防災組織 -

活 動 の 概 要

訓練

訓練は、毎年5月に行われる市の防災津波訓練に合わせて実施し、今年で26回目を数える。

市の防災津波訓練要綱に沿った内容で行っているが、事前に役員会を開き、前年の訓練での反省点を話し合いながら、訓練内容を検討し独自の訓練を展開している。

訓練で最も重視することは、その年の防災組織の班員として、常に防災意識をもち、非常時には一人ひとりが家族・家庭の安全を確保し、安全を確認した上で、自主防災組織に助け合いの精神で協力いただくことをお願いしている。

日々の活動

平成15年5月、7月、9月の連続した地震後、町内会で毛布を出し合い備蓄をはじめた。

地域防災マップと、防災マニュアルを作成し、常に地域住民の防災意識の高揚に努めながら、町内会主催の敬老会等の催しで、高齢者の様子をうかがい、常に状況分析を怠らず情報を共有している。

今後の活動

比較的地域住民の防災意識は高いレベルにあるが、大きな災害から立ち直るには地域社会の和が最も大事である。

人災、自然災害を問わず、よりよいコミュニティーが形成されれば、何よりも強いまちづくりにつながる。リーダーづくりと、他の地域の自主防災組織と共にワーク&ネット活動を展開し、研修を積みたい。

結成・活動のポイント

「気配りと思いやりで力を合わせ助け合おう」・・・を我が自主防災組織のスローガンに掲げている。

どんな災害に対しても対応できるよう、リーダーの育成と地域住民相互の信頼と和が深まる地域づくりが、更に安定した自主防災組織の継続活動のポイントとなる。

一関市 一関17民区自主防災会

結成までの経緯

平成10年9月一関市の呼びかけにより、平成11年2月14日に結成。結成にあたっては大きな反対もなく比較的スムーズに結成された。

組織形態

会 長	副会長	部 長	指揮班長、情報班長、消火班長
(独自の会長)	(4名)	(1~4部各1名)	救助班長、避難誘導班長、生活班長
			安全班長、清掃班長、衛生班長
			防犯班長、補修班長(1~4部各1名)
(組織世帯数 593世帯)			
(隊 員 数 593人)			H15.4.1現在

活動の概要

毎月7日は民区内を巡視し、防災資機材の定期点検を行い非常時に備え、毎年開催している民区の運動会では、軽可搬ポンプの操法披露や防災資機材の展示等を行い、住民の意識高揚を図っている。また、年に1回地元消防団と協力し、消防水利の点検などを行っている。

今後の活動

現在高齢者世帯が増加していることから、高齢者世帯の防災マップ等の作成を検討中である。

結成・活動のポイント

自主防災組織結成とともに防災資機材の整備がなされ防災の意識が高揚した。
現在は、民区理事が中心となり活動しているが、今後の活動にあっては若い世代の参加が不可欠であることから、底辺の拡大がポイントと考えている。

陸前高田市 今泉自主防災組織

- 今泉地区自主防災協議会 -

結成までの経緯

阪神・淡路大震災を機にした国、県の防災計画の見直しを受け、市地域防災計画の見直しがあり、気仙町今泉地区においても、平成8年2月に防災対策懇談会が開かれた。

この懇談会がきっかけとなり、地区コミュニティ推進協議会（地区公民館）を本部とし、7地区（町内会）で構成する自主防災組織を結成することにした。

また、同時期に地区社会福祉協議会の結成の動きもあったことから、災害弱者の救済も福祉であるとの観点で、組織を統一した形で、平成8年3月に「今泉地区自主防災福祉協議会」を結成した。

組織の形態

今泉地区自主防災福祉協議会

自主防災本部長	自主防連絡本部	7町内会（中井、荒町、仲町、大通、上八、下八、鉄砲町）
	自主防顧問団	〔各町内会毎に「情報連絡班」「避難救助班」「炊出給食班」 「ライフライン確保班」「救急救護班」〕
市（国・県・赤十字）		
警察署・消防団		

（組織世帯数 575世帯）

（隊員数 1,855人） H16.2.1現在

活動の概要

- (1) 「今泉地区自主防災福祉協議会」の結成（平成8年3月15日）（後に今泉地区自主防災協議会に改称）
- (2) 各自主防災組織（町内会）毎に、避難場所の標識設置
- (3) 各自主防災組織旗の製作（平成10年）
- (4) 自主防災訓練の実施（平成8年～）
 - 7地区が輪番制により、市の津波避難訓練時に自主防災訓練を実施
 - 「避難広報伝達訓練」「障害者等の避難誘導訓練」「消火訓練」「炊き出し訓練」
 - 「飲料水の確保訓練」「応急手当・介護訓練」「その他」
- (5) 今泉地区防災マップの作成、配付（平成15年12月）

- 今泉地区自主防災協議会 -

今 後 の 課 題

- (1) 自主防災訓練の点検
- (2) 気仙川河口の変化に伴う対応
- (3) 気仙川津波堤防の強化
- (4) 災害弱者への対応強化

釜石市 松原町防災会

結成までの経緯

松原地区は、釜石湾に近いうえ急傾斜地の沢沿いに建っている家も多く、市内の他地域と比べて立地条件が決して優れているわけではない。

これらの条件から、火災のみならず地震、津波、土砂災害時の被害軽減を図るため、町内会を母体に平成9年1月18日に発足した。

組織形態

会長に町内会長があたり、副会長を補佐職として、情報班、消火班、救護救出班、避難誘導班、給食給水班の各班が統合されている。

(組織世帯数 252世帯)

(隊員数 582人) H16.1末現在

活動の概要

(1) 自主避難所の早期開設

早めの自主避難を励行するため、地元のコミュニティ消防センターを自主避難所として“雨が振る前、風が吹く前、暗くなる前”を目安に、自主的に早期開設している。

(2) 町内防災訓練の実施

年に1回、町内防災訓練を実施し、初期消火訓練、応急処置訓練等を行っている。

(3) 地域防災マニュアルの作成

各家庭を班分けした町内図と緊急時の連絡網等を記載した防災マニュアルを作成し、ソフトケースに入れて全戸配付した。

今後の活動

(1) 新規転入者や自治会、防災会に未加入者に対して、相互互助の必要性を理解してもらうよう働きかける。

(2) 防災会活動の充実を図るため、消防署等の関係機関との連携を強化する。

- 松原町防災会 -

結成・活動のポイント

結成は平成9年であるが、活動の大きなポイントとなったのは、平成14年7月11日の台風6号豪雨により、土砂災害で町内から2名の尊い犠牲者が出たことによる。

同災害を教訓に、二度と悲劇を繰り返さないと、自主防災活動に一層、積極的に取り組むことで、会員の防災意識の高揚に努めている。

また、防災会会長が市消防団の団長経験者であることも、活動促進の大きな要因となっている。

一関市（旧花泉町）

永井地区防災自治会

結成までの経緯

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災を契機に、自主防災組織の必要性について、町、消防署、自治会等において認識が深まり、平成11年6月、行政や関係機関が一体となって準備が進められ、半年後の平成12年2月、永井地区の全世帯が会員となり結成された。

組織の形態

各行政区が部単位となり、部長には行政区長があたり、その下に班長があてられ、班員を統括する。総会は各部からの代議員制をとっており、会長・副会長・監事は総会において会員の互選で決定する。

（組織世帯数 744世帯）

（隊員数 744人） H16.1.1現在

活動の概要

平常時の活動として、会員への活動協力依頼を兼ねた啓発チラシの配布、町や消防団、消防署で主催する防災訓練や水防訓練、各種研修会への参加、防災資機材の点検、非常時飲料水確保対策（井戸水提供者の登録と保健所への水質検査依頼）、炊き出し演習等緊急時における支援体制の確立、各戸火防点検や地区内の防災箇所巡視など実施。特にコミュニティ助成事業を活用し、各種防災資機材のほか、全戸に消火バケツを配布するなどその整備・充実に努めている。

また、平成14年7月の台風6号災害時には、河川増水地区の土のう積みや避難誘導、家財道具の搬出等水防隊の活動に協力した。

今後の活動

会員相互、一致協力のもと活動が展開されるよう努め、また防災関係機関との連携を密にし、地元消防団や消防署の指導を仰ぎながら本会の充実を図る。

- 永井地区防災自治会 -

結成・活動のポイント

旧村単位の永井地区全世帯（約750世帯）の参加加入を目指し、行政区長（部長）が各行政区内（部内）の全戸を訪問し、自主防災組織の必要性を説明した。また結成後も毎年、会費の徴収にあたりながら会の活動について理解を求めている。

一関市（旧千厩町）

三沢自治会自主防災組織

結成までの経緯

万が一災害に遭遇、発生した場合「遠くの親戚より近くの他人」ということわざもあり、地域住民が一致協力のもと「組織的」「系統的」に対処できる体制を作ろうと考え、自治会運営委員会の方々により「三沢自治会助け合い（防災）総合計画」の検討が行われ、平成5年度の自治会総会の席で承認を受け結成に至った。

組織形態

本部長には自治会長、副本部長には自治会副会長、対策委員会には自治会運営委員、事務局員には自治会事務局がそれぞれあたり、その他必要に応じて本部長が任命する。

本部長 副本部長 対策委員会 事務局員 10班（班長・会員）

消防署・役場・農協

警察署・消防団

（組織世帯数 91世帯）

（隊員数 362人） H15.7末現在

活動の概要

毎年恒例となっている地区をあげての運動会の会場において、消防署の協力を頂きながら初期消火訓練、救助訓練、救護訓練等を行っている。

防災資機材等も訓練の時に使用し、点検、整備等を行う。

【活動実績】

- ・ 行方不明となった地区住民の捜索
- ・ 大雨により、地域住民宅の入口へ流れ込んだ土砂の撤去協力

今後の活動

防災訓練を通して、あるいは消防署、役場等関係機関と連絡を密にして、一人一人の防災意識を高めていきたい。

- 三沢自治会自主防災組織 -

結成・活動のポイント

結成時の趣旨「自分たちの地域は自分たちで守る」、「自分の事は自分で守る」をスローガンに、災害が起ってからでは遅い事を理解していただき、日常的にも防災意識を高め、継続していただくことに努力したい。

遠野市（旧宮守村）

下郷地区自治会

結成までの経緯

昭和58年4月1日自治会結成時に、明るく楽しい安らぎのある地域社会を作るための諸活動の推進事業の一環として「交通、防犯、防災部」を設置し、自主防災組織活動を行っている。

組織の形態

自治会会長が隊長、副隊長2名、地区班長12名が防災班の班長を兼ね、災害発生時の炊き出しの指示や、現場指揮本部との連絡調整、一般家庭防火点検の立会等の任にあたっている。

隊長 副隊長2名 班長12名 隊員148名

【会長】 【副会長2名】 【班長12名】 【各世帯1名】

（組織世帯数 148世帯）

（隊員数 148人） H15.4.1現在

活動の概要

年1回開催される宮守村防災訓練に参加し、防災資機材取扱訓練、応急救護訓練等住民参加の訓練には必ず参加し、技術の習得、鍛錬に努めている。

また、地区子供会の夜回り活動の推進指導、地元消防団及び婦人消防協力隊との三者合同での毎月1回の一般家庭防火点検の実施、防火水槽等消防水利の草刈、防火・救急講習会の実施等々活発な活動を行っている。

今後の活動

村営住宅が整備され、転入者が増え地域の人々との交流を図るためにも、具体的に住民の生活に役立ち、利益になることを住民に知っていただき各種訓練、行事の参加を呼びかけていく。また、今後更に自治会組織の活動を活発にし、地区民の連帯と融和、そして安全で住み良い地域づくりを進めていきたいと考えている。

結成・活動のポイント

元々地元消防団の活動が活発なので、消防団と意見を交換し、連携を図りやすくすることがスムーズに活動ができる要因と考える。

2 県内市町村における自主防災組織への支援策

県内市町村における、自主防災組織への支援策の事例を紹介します。

自主防災組織に対する助成

- 新たに自主防災組織を結成した場合に腕章と本部旗を交付（大船渡市）
- 新たに自主防災組織を結成した場合に防災資機材を交付（一関市、遠野市）
- 新たに自主防災組織を結成した場合に防災資機材（10万円相当）を交付（盛岡市）
- 新たに自主防災組織を結成した場合に防災資機材（自治会旗、腕章を含め10万円相当）を交付（滝沢村）
- 新たに自主防災組織を結成した場合に、助成金として5万円を交付（大槌町、藤沢町）
- 活動のための経費を補助（1組織あたり2万円を結成後3年間に限り援助）（千厩町）
- 活動のための経費を補助（事業費の3/4 ただし、上限10万円）（大船渡市）
- 活動のための経費を補助（市長が定める額、H17は10万円）
- 自主防災組織用のぼり旗を配付（岩泉町）
- 地域防災マップ印刷製本経緯の補助（花巻市）

このほかにも、各市町村では様々な支援を行っています。

- 平成17年度実施例 -

- 防災訓練の実施（各市町村）
- 自治会や自主防災組織等を対象とした研修会等の開催（盛岡市・大船渡市・遠野市・一関市・釜石市・滝沢村・藤沢町・岩泉町）
- 防災資機材の点検や運用等の訓練（宮古市・一関市）
- 県などの機関が行う研修会等への支援、参加（宮古市・野田村）
- 図上訓練等への支援・助言（宮古市）
- 防災計画や自治会の規約作成支援（滝沢村）
- 防災訓練計画作成から防災訓練コーディネイト（滝沢村）

3 コミュニティ助成事業「自主防災組織育成助成事業」

財団法人自治総合センター（平成17年9月）

この事業は、自主防災組織が行う地域の防災活動に必要な施設又は設備の整備に関する事業に対して、助成を行っています。

助成対象事業者

市町村
 自主防災組織
 助成対象となる自主防災組織は、地域の自主防災組織及び婦人防火クラブ(消防団は除く)

助 成 金

助成金は1件につき次の額で10万円単位とする。
 新設の自主防災組織（平成16年4月1日以降に結成されたものに限る。ただし既に助成対象となった組織は、 に区分する。）
 30万円から200万円まで（10万円単位）
 既設の自主防災組織で過去に助成を受けていない組織
 30万円から150万円まで（10万円単位）
 その他の自主防災組織及び市（区）町村が自主防災組織に支給又は貸与するもの。
 30万円から100万円まで（10万円単位）

助成事業参考例

区 分	施設又は設備
1. 情報連絡用	携帯用無線機、受令機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章等
2. 消火用	可搬式動力ポンプ、防災水槽、ホース、格納器具一式、街頭用消火器、防火衣、鳶口、ヘルメット、水バケツ、防火井戸等
3. 水防用	救命ボート、ロープ、ツルハシ、防水シート、シャベル、救命胴衣、かけや等
4. 救出救護用	エンジンカッター、テント、チェーンブロック、チェーンソー、救命箱、はしご、担架、防煙マスク、毛布、のこぎり等
5. 給食給水用	給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽、炊飯装置等
6. 避難所・避難用	リヤカー、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標旗、強力ライト等
7. 防災教育用	模擬消火訓練装置、放送機器、119番通報訓練用装置、組立式水槽、煙霧機、ビデオ装置、映写機、火災実験装置、訓練用消火器、心肺蘇生訓練用的人形等
8. その他	資機材倉庫、除雪機等

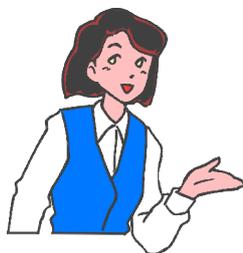
上表に例示した施設又は設備であっても、その設置場所等により、助成対象外となる場合があるので、留意すること。

県内の助成状況

過去5年間に県内で助成を受けた団体等を紹介します。

(助成額単位：千円)

年度	市町村名	団体名	助成額	助成対象
13	野田村	野田村婦人消防協力隊	800	標識板
	大船渡市	菅生自主防災組織	1,500	携帯用無線、防災用掲示板、消火器等
	釜石市	松原町防災会	1,200	消火器、消火器格納庫、担架等
	小計	3 団体	3,500	
14	花泉町	永井地区防災自治会	2,000	移動炊飯セット、災害用ストーブ、救急箱、ヘルメット、消火バケツ
	胆沢町	胆沢町婦人消防協会連合会	1,000	車載型携帯無線機
	川崎村	川崎村婦人消防協力隊	700	特定小電力トランシーバー、ヘッドセット
	大船渡市	関谷自主防災組織	1,500	携帯用無線機、防災用掲示板、消火器、ハンドマイク、投光機他
	釜石市	荒川町内会防災部会	1,200	消火器、格納箱、救急箱、ヘルメット、メガホン、毛布、発電機、防水シート他
	小計	5 団体	6,400	
15	玉山村	芋田向第二部落防火推進協議会	1,500	携帯用無線機、携帯用投光器、訓練用消火器、心肺蘇生訓練用的人形
	一関市	狐禅寺地区自主防災会	1,500	ヘルメット、救急箱、レスキューキット、投光器他
	山田町	織笠婦人防火クラブ	700	小型動力ポンプ、表示ステッカー作成
	藤沢町	藤沢町婦人消防協力隊	900	非常災害用浄水装置
	石鳥谷町	石鳥谷町婦人消防協力隊	1,000	救命ボート、救命胴衣
	住田町	住田町婦人消防協力隊	1,000	半纏、マーク
	小計	6 団体	6,600	
16	陸前高田市	只出自主防災会	1,500	消火栓用ホース、管鎗、ノズル、消火器他
	大槌町	吉里吉里2丁目町内会	2,000	消火器、消火器ボックス、救助工具箱他
	二戸市	自主防災組織下米沢消防団OB会	600	小型除雪車、組み立てハウス
	遠野市	遠野町第6区自治会防災班	2,000	メガホン、腕章、トランシーバー他
	田野畑村	田野畑村婦人消防連絡協議会	1,400	救急箱セット、テント、担架、毛布他
	小計	5 団体	7,500	
17	宮古市	第十分団地区防災会	1,500	平パール、カナテコパール、オノ、スコップ他
	滝沢村	国分自治会自主防災会	600	腕章、メガホン、ランタン、ヘルメット他
	大船渡市	本町自主防災組織	1,500	トランシーバー、携帯用ラジオ、メガホン、クレモナロープ他
	釜石市	橋野町振興協議会防災部	1,500	消火器、消火器格納庫、救急箱、ヘルメット他
	小計	4 団体	5,100	



申請時期など詳しい内容につきましては、県庁総合防災室又は各市町村の防災担当課までお問い合わせ下さい。

4 消防防災設備整備費補助金「自主防災組織活性化事業」

総務省消防庁

消防庁では、地域の防災力の鍵となる自主防災組織の結成をさらに促進するため、「自主防災組織活性化事業」を行っています。

補助対象者

市町村
（特別区、市町村の加入する一部事務組合及び広域連合を含む）

補助基準額

7,698千円

補助率

1 / 3

助成補助対象資機材等

初期消火資機材	可搬式動力ポンプ、可搬式散水装置、大型消火器、スタンドパイプ、組立型水槽、ホースボックス、活動服一式（消火）その他初期消火活動に必要な資機材
救助用資機材	携帯用無線通信機、ハンドマイク、発電機、投光器、チェーンソー、エンジンカッター、可搬式ウィンチ、チェーンブロック、ジャッキ、担架、梯子、救命ロープ、油圧式救助器具、除雪機、活動服一式（難燃）その他救助活動に必要な資機材
救護用資機材	ろ水器、救急医療セット、防水シート、揚水機、毛布、簡易ベット、簡易トイレ、炊飯装置、リヤカー、防災井戸、組立式シャワー、その他救護活動に必要な資機材
訓練用資機材	人命救助訓練用人形、訓練用消火器具、視聴覚機器（ビデオ教材等）その他訓練に必要な資機材

簡易格納庫あるいは防災倉庫

事務雑費

自主防災組織の防災計画策定に要する経費をいい、基準額に対する割合は、2.9%以内とする。

諸経費

防災計画に基づき訓練・研修等を実施するために必要な会場借上料、消耗品費、印刷製本費、講師謝金、講師旅費等をいい、基準額の5%以内の額とする。

5 自主防災組織関係 資料紹介

本マニュアルでは、自治会や町内会を基本とした、自主防災組織の結成の仕方や活動の方法、県内の自主防災組織の活動事例などについて掲載しました。

ここでは、「もっといろいろな活動を知りたい」という方のために、参考となる資料やホームページについて紹介します。

冊子

自主防災組織の手引 - コミュニティと防災 - (総務省消防庁 H14.12.26 発行)
BFC わたしの防災サバイバル手帳 (総務省消防庁 H15.3.25 発行)
県庁総合防災室、各市町村役場で閲覧できます。

インターネットホームページ

総務省消防庁 「防災・危機管理 e - カレッジ」

総務省消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp/>

【防災・危機管理 e - カレッジ】

<http://www.e-college.fdma.go.jp/>

自主防災組織関係マニュアルを公開している都道府県のページ

静岡県ホームページ <http://www.pref.shizuoka.jp/>

【自主防災活動マニュアル・報告書】

<http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/toukei/jishubo/index.htm>

愛媛県ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/>

【防災意識啓発パンフレット】

<http://www.pref.ehime.jp/030kenminkankyou/030syouboubousa/00002296021225/index.html>

ポイント! ~ もっと知りたい自主防災組織 ~

インターネットのホームページでは、今回紹介したページの他にも、個人や団体が開設している自主防災組織に関係したページがたくさんあります。

インターネットの検索ページから「自主防災」や「自主防災組織」などを入力し、検索してみましょう。

本マニュアル作成にあたり、下記資料を参考にさせていただきました。

- ・ 消防庁「自主防災組織の手引」
- ・ 静岡県「自主防災組織活動マニュアル」
- ・ 京都府「自主防災組織ハンドブック」
- ・ 仙台市消防局「仙台市自主防災活動のてびき」

- 資料 編 -

岩手県内
自主防災組織の市町村別結成状況 - 平成17年4月1日現在 -

下段のカッコ書き・・(内 町内会・自治会等)

市町村名	組織数	隊員数	組織されて		管内 総世帯数 A/B	組織率 A/B × 100
			いる地域の 世帯数 A	B		
盛岡市	24 (24)	36,242 (36,242)	21,311 (21,311)		115,557	18.4
宮古市	68 (30)	15,127 (7,589)	11,915 (8,470)		20,192	59.0
大船渡市	87 (75)	22,150 (8,957)	13,193 (8,957)		14,595	90.4
水沢市	7 (0)	3,185 (0)	8,185 (0)		21,683	37.7
花巻市	10 (5)	768 (117)	23,105 (2,052)		24,644	93.8
北上市	42 (0)	7,292 (0)	13,911 (0)		31,950	43.5
久慈市	4 (0)	641 (0)	1,617 (0)		13,710	11.8
遠野市	33 (31)	5,414 (5,040)	8,787 (3,762)		9,017	97.4
一関市	38 (30)	7,884 (7,632)	22,078 (7,632)		22,078	100.0
陸前高田市	36 (32)	3,893 (1,889)	3,167 (3,167)		8,016	39.5
釜石市	26 (22)	5,437 (5,172)	5,664 (5,095)		17,863	31.7
江刺市	17 (7)	2,444 (2,133)	10,117 (2,133)		10,117	100.0
二戸市	12 (10)	294 (232)	3,528 (2,531)		9,841	35.9
雫石町	1 (0)	5,939 (0)	5,917 (0)		5,917	100.0
葛巻町	1 (0)	279 (0)	2,928 (0)		2,928	100.0
岩手町	7 (1)	1,644 (1,062)	5,313 (420)		5,313	100.0
西根町	2 (1)	4,739 (139)	5,907 (139)		5,907	100.0
滝沢村	20 (4)	20,971 (1,964)	19,007 (1,798)		19,007	100.0
松尾村	3 (2)	333 (204)	2,309 (204)		2,309	100.0
玉山村	7 (1)	515 (267)	4,252 (267)		4,252	100.0
安代町	10 (0)	241 (0)	2,052 (0)		2,052	100.0
紫波町	12 (0)	703 (0)	10,398 (0)		10,398	100.0
矢巾町	28 (0)	6,213 (0)	6,213 (0)		8,529	72.8
大迫町	4 (0)	1,059 (0)	1,971 (0)		1,971	100.0
石鳥谷町	6 (0)	2,400 (0)	4,511 (0)		4,800	94.0
東和町	8 (2)	2,987 (131)	3,066 (3,066)		3,066	100.0
湯田町	17 (0)	1,035 (0)	1,380 (0)		1,380	100.0
沢内村	13 (0)	898 (0)	1,146 (0)		1,151	99.6
金ヶ崎町	24 (3)	4,316 (504)	4,316 (504)		5,158	83.7

市町村名	組織数	隊員数	組織されて		管内 総世帯数 A/B	組織率 A/B × 100
			いる地域の 世帯数 A	B		
前沢町	10 (0)	1,581 (0)	3,060 (0)		4,334	70.6
胆沢町	10 (2)	2,155 (91)	2,973 (91)		4,637	64.1
衣川村	5 (0)	117 (0)	1,379 (0)		1,405	98.1
花泉町	8 (4)	4,616 (311)	4,616 (2,545)		4,616	100.0
平泉町	3 (2)	534 (301)	2,581 (301)		2,581	100.0
大東町	11 (10)	587 (237)	5,096 (665)		5,096	100.0
藤沢町	31 (30)	1,867 (300)	2,990 (2,038)		2,990	100.0
千厩町	31 (27)	3,130 (2,929)	4,143 (2,929)		4,143	100.0
東山町	1 (0)	2,682 (0)	2,368 (0)		2,395	98.9
室根村	5 (4)	1,600 (291)	1,714 (338)		1,714	100.0
川崎村	2 (1)	318 (240)	1,316 (62)		1,316	100.0
住田町	25 (24)	2,226 (2,226)	2,226 (2,226)		2,226	100.0
大槌町	18 (4)	287 (88)	6,230 (593)		6,230	100.0
宮守村	3 (2)	391 (199)	1,612 (199)		1,612	100.0
田老町	8 (0)	487 (0)	505 (0)		1,559	32.4
山田町	8 (3)	1,829 (1,256)	4,130 (1,796)		7,250	57.0
岩泉町	17 (8)	2,105 (1,556)	1,754 (543)		4,806	36.5
田野畑村	8 (1)	469 (188)	1,390 (198)		1,467	94.8
普代村	13 (0)	311 (0)	1,107 (0)		1,107	100.0
新里村	6 (0)	120 (0)	1,285 (0)		1,285	100.0
川井村	6 (4)	132 (72)	549 (367)		1,366	40.2
軽米町	40 (0)	1,208 (0)	1,272 (0)		3,733	34.1
種市町	8 (0)	180 (0)	4,674 (0)		4,674	100.0
野田村	2 (1)	98 (38)	965 (38)		1,650	58.5
山形村	8 (0)	145 (0)	1,144 (0)		1,144	100.0
大野村	8 (2)	501 (345)	1,876 (349)		2,047	91.6
九戸村	5 (0)	72 (0)	1,207 (0)		2,196	55.0
浄法寺町	4 (0)	136 (0)	189 (0)		1,612	11.7
一戸町	5 (2)	262 (141)	404 (156)		5,735	7.0
合計	876 (411)	195,189 (90,083)	292,019 (86,942)		490,327	59.6

岩手県 市町村・消防機関連絡先一覧

市町村	担当課	電 話	F A X
盛岡市	消防防災課	019-626-7404	019-626-7404
宮古市	危機管理室	0193-62-5533	0193-62-9008
大船渡市	防災管理室	0192-27-3111	0192-26-4477
奥州市	消防防災課	0197-24-2111	0197-24-1991
花巻市	消防防災課	0198-22-6122	0198-22-5549
北上市	消防防災課	0197-64-2111	0197-65-5170
久慈市	消防防災課	0194-52-2111	0194-52-3653
遠野市	消防総務課	0198-62-4311	0198-62-2271
一関市	消防防災課	0191-21-9618	0191-21-2164
陸前高田市	防災対策室	0192-54-2111	0192-55-3888
釜石市	消防防災課	0193-22-2111	0193-22-2686
二戸市	防災対策室	0195-23-3111	0195-25-5160
八幡平市	総務課	0195-76-2111	0195-75-0469
雫石町	総務課	019-692-2111	019-692-1311
葛巻町	総務課	0195-66-2111	0195-66-2101
岩手町	住民生活課	0195-62-2111	0195-62-1699
滝沢村	防災防犯課	019-684-2111	019-684-1517
紫波町	総務課	019-672-2111	019-672-2311
矢巾町	総務課	019-611-2708	019-697-3700
西和賀町	生活環境課	0197-82-2111	0197-82-3111
金ヶ崎町	生活環境課	0197-42-2111	0197-42-3122
平泉町	総務企画課	0191-46-2111	0191-46-3080
藤沢町	自治振興推進室	0191-63-4121	0191-63-5022
住田町	総務課	0192-46-2111	0192-46-3515
大槌町	総務課	0193-42-8712	0193-42-3855
山田町	消防防災課	0193-82-3139	0193-82-3940
岩泉町	総務課	0194-22-3456	0194-22-4211
田野畑村	総務課	0194-34-2111	0194-34-2632
普代村	住民課	0194-35-2113	0194-36-1026
川井村	総務課	0193-76-2111	0193-76-2042
軽米町	総務課	0195-46-2111	0195-46-2335
洋野町	総務課	0194-65-5918	0194-65-4334
野田村	住民生活課	0194-78-2928	0194-78-3995
九戸村	総務課	0195-42-2111	0195-41-1005
一戸町	総務課	0195-33-2111	0195-33-3700

消 防 本 部	電 話	F A X
盛岡地区広域行政事務組合	019-626-7401	019-651-9916
宮古地区広域行政組合	0193-62-5533	0193-64-5004
大船渡地区消防組合	0192-27-2119	0192-27-7414
胆江地区消防組合	0197-24-7211	0197-23-6239
花巻地区消防事務組合	0198-24-2119	0198-22-5549
北上地区消防組合	0197-64-1122	0197-65-5170
久慈地区広域行政事務組合	0194-53-0119	0194-53-3115
遠野市消防事務組合	0198-62-4311	0198-62-2271
両磐地区消防組合	0191-25-5909	0191-25-5119
二戸地区広域行政事務組合	0195-23-7119	0195-25-5899
釜石大槌地区行政事務組合	0193-22-2525	0193-22-1642
陸前高田市消防本部	0192-54-2119	0192-55-2648

岩手県自主防災組織育成の手引

編集：岩手県総務部総合防災室

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号

T E L (019)629-5153 (総合防災室)

F A X (019)629-5174

ホームページ <http://www.pref.iwate.jp/~hp010801/index/>

e-mail AH0006@pref.iwate.jp